

平取町の農業の振興に関する計画(27号計画)の定期的な検証について

- 1 農業の振興に関する計画とは
 - ・農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の施行規則第4条の5第1項27号に基づく計画（通称：27号計画）で、町の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完する計画です。
 - ・27号計画は町の農業振興策として定めた計画で、「農業の振興を図るために必要なもの」として当該計画に定められる施設に限って、農振除外が可能となります。
- 2 定期的な検証について
 - ・27号計画に定められる施設は、地域の特性に応じた総合的な農業の振興に必要なものであるかについて、定期的な検証をすることとされており、客観性を確保するために、平取町農業協議会の意見を聴き、検証の結果を町ホームページで公表いたします。
- 3 検証方法
 - ・当該振興計画が定められた日から起算して5年間、農業委員会が行う調査により耕作面積を把握し、施設設置者が耕作又は耕作補助を行う農地の保全状況を検証する。

施設番号	施設の種類	施設の位置	地目	面積	27号計画 策定時期	定期的な検証方法	達成状況	協議会意見
1	農家住宅	紫雲古津	田	480㎡	令和3年2月	施設設置者が耕作する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	適	問題なし
2		川向	畑	2,618㎡		施設設置者が耕作する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	適	問題なし
3		紫雲古津	畑	535.53㎡		施設設置者が耕作する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	適	問題なし
4		荷菜	畑	242㎡		施設設置者が耕作する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	適	問題なし
5		岩知志	田	1,000㎡		施設設置者が耕作する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	適	問題なし
6		岩知志	田	1,000㎡		施設設置者が耕作する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	適	問題なし